

令和7年12月25日

色麻町議会議長 御中

色麻町議会

公開質問状に対して議会は回答しない

理由

- 1 不信任決議は、議会の内部事項であり、議会の自律的判断（自律権）に委ねられているため、議会が意思決定の理由や過程について、追加説明や回答を行う義務はない。
- 2 不信任決議は全会一致で可決しており、その議決は議会全体の統一した意思である。
- 3 公開質問状は、法的に回答が義務付けられていない。

以上の理由から本質問状に対し、議会として回答すべき性質のものではないと判断し、回答は差し控えます。